

処 分 基 準

令和 7 年12月10日作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第 8 条
処 分 の 概 要：風俗営業の許可の取消し
原権者（委任先）：秋田県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第 3 条（許可）、第 4 条（許可の基準）、第 7 条（承認）、第 7 条の 2（承認）、第 7 条の 3（承認）
処 分 基 準： 法第 8 条各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、以下のように、速やかに是正、回復等することができ、かつ、現に是正、回復しようとしている場合等で悪意がない又はごく軽微な場合を除き、風俗営業の許可（承認）を取り消すこととする。 ・ 法第 4 条第 1 項第 7 号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者との密接な関係を絶とうとしているようなとき。 ・ 法第 4 条第 1 項第 1 2 号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 合 せ 先：警察本部生活安全企画課 営業支援指導係 （電話 018-863-1111 内線3042）
備 考：